

令和5年度 事業計画

(基本方針)

少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは高齢者の就労が重要な課題とされ、働く意欲のある高齢者がその能力や経験を活かして年齢にかかわらず活躍できる環境整備が求められている。

そして、高齢者に対して地域社会に密着した多様な業務を確保・提供し、会員の経済的な安定や生きがいの充実を図り、地域社会に貢献するシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する期待は、益々大きなものとなっている。

発生から3年を経過した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響については、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る動きが進む中で、令和4年度の県内の金融経済動向は「一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。」（日銀松本支店）、また、雇用情勢では「着実に改善が進んでいる。」（長野労働局）と評価されるなど、社会経済活動は回復傾向で推移している。

こうした中、本県シルバー事業の令和4年度の状況を見ると、令和5年1月末時点での会員数は、前年同月を276名下回って推移し、減少傾向に歯止めがかかっている。一方、事業実績においては、契約件数、就業延人員、契約額とも前年同期を上回って推移しており、回復の兆しが見え始めてはいるが、コロナ前の水準との隔たりは大きく、依然として新型コロナの影響が続いている。

シルバー事業を取り巻く環境は年々複雑多様化しているが、今後センターが地域の高齢者の就業の受け皿としてその存在感を発揮していくためには、センター及び連合会（以下「シルバー連合」という。）が、その環境の変化に柔軟に対応しつつ、会員の多様なニーズに応え、地域に貢献する事業を展開し、それらを通じてセンターのイメージも新しい時代に相応しいものに変えていくことが重要である。

このような現状認識のもと、シルバー連合では、会員の願いや地域の期待に応えていくため、会員の拡大と就業機会の拡大、安全就業の推進、多様な働き方を進める派遣・職業紹介事業の拡大、適正就業の推進、公益法人に相応しい運営と基盤強化等の取組をできることから着実に推し進めていくこととする。

特に、シルバー事業の根幹をなす会員の拡大については、令和3年度まで12年連続での減少、特に令和2年度以降は新型コロナの影響から大幅な減少となっている。減少幅の縮小や会員数が昨年同期を上回るセンターも増えているという明るい兆しも見え始めており、まずはコロナ前の水準に回復することを目指し、引き続き女性会員の拡大に重点を置き、企業退職予定者層などの入会促進や退会抑制の取組を進める。

シルバー派遣事業については、就業機会の拡大とともに、事業の健全な推進を図るため、派遣事業専門委員会での協議結果を踏まえ、会計経理事務についてセンターから連合会への事務移行を順次進める。

10月から導入が予定されている消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）、

フリーランス・事業者間取引適正化等法案の動きや契約方法の見直しへの動き、デジタル技術を活用したセンター運営などの新たな諸課題についても、円滑で適切な対応が図られるよう準備を進めていく。

また、連合会としてセンターの法人運営、事業推進に資するため、各種研修会等の実施、指導・相談、情報提供等のほか、高齢者活躍人材確保育成事業を長野労働局から受託し新規会員の拡大、就業機会の拡大に戦略的に取り組むこととする。

更に、令和5年度は「第3期中期計画」（2019年度～2023年度）の最終年度にあたることから、現計画を総括し、今後の新たな方向性や方策を示す次期中期計画を策定する。

このため、令和5年度の事業運営に当たっては、引続きセンターはもとより、長野県、長野労働局、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）、経済団体等の関係機関と連携を図り、「地域社会に貢献する魅力あるシルバー人材センター」の実現に向け、次に掲げる基本テーマを重点項目として、諸事業を積極的に展開する。

（基本テーマ）

- 1 会員の拡大と就業機会の拡大
- 2 安全就業の徹底と適正就業の推進
- 3 シルバー派遣事業の健全な推進
- 4 地域ニーズに応えられる事業展開
- 5 公益法人の適確な運営

（事業実施計画）

1 公益法人運営事業

シルバー連合は、公益社団法人として、その運営に当たっては公益的な活動はもちろんのこと、法人のガバナンス、コンプライアンス体制、情報公開と情報管理体制の整備・充実、収支相償を満たすことなど、公益性が認定された法人に相応しい法人運営が求められている。

このため、組織運営や会計を始めとする事務処理など、あらゆる面において適切で円滑な運営が推進されるよう、センターの事務・事業をサポートしていく。

- (1) 公益法人の運営や会計処理に係る情報提供や研修会等の実施
- (2) 各センターからの相談への対応、個別指導の実施
- (3) 「公益法人運営資料集 No13」作成・配布
- (4) シルバー事業のデジタル化の推進について、センターの安定的な運営に資するよう最新の情報提供などセンターのサポートを行う。
- (5) 消費税に係る適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、円滑な制度対応ができるよう、最新情報の提供などセンターのサポートを行う。
- (6) フリーランス・事業者間取引適正化等法案の動きや契約方法の見直しの動きに適確に対応できるよう最新情報の提供などセンターのサポートを行う。

2 安全・適正就業推進事業

○ 安全就業

「安全・安心なシルバー事業」を展開することは、シルバー事業遂行の基幹であり、重篤事故・賠償事故を始め、あらゆる事故の撲滅を目指し、令和5年度も、「自分の安全は自分で守る」という意識の醸成を図り、引き続き安全・適正就業対策推進の重点目標を「危険ゼロ」とする。

その取組み目標として、①安全ミーティングの完全実施 ②安全装備使用の徹底 ③健康診断受診及び健康体操の奨励 ④交通事故防止 ⑤安全・適正就業委員会、推進員による安全対策の点検と徹底による事故防止体制の確立 と定め、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として共有し、会員の安全意識の向上、事故防止策の徹底など組織を挙げて安全対策を一層推進する。

特に、各センターにおいて安全就業対策推進委員等が中心となり、安全対策の定期的な点検と安全意識の徹底を図る。また、班長等を対象に危険予知訓練を実施し、全ての現場で危険予知活動が実践できるよう取り組む。

また、新型コロナに対しては、感染防止対策の徹底と新しい生活様式の定着を促進する。

○ 適正就業

公益法人として法令遵守の立場から、センター会員の働き方に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営により就業の適正化を推進する。

特に、受注リスト、自己点検表などの活用による自主点検及び現地調査を奨励し、発注者からの指揮命令が疑われる業務等、請負就業として問題がある就業については、就業の確保にも配慮しながら、シルバー派遣事業への切替えや職業紹介事業による是正を進める。

(1) 安全・適正就業パトロール指導員の配置

(2) 安全・適正就業対策推進委員会の開催 (3回)

重点目標・重点テーマの設定、安全・適正就業対策推進年次計画の策定、改善策の提案、情報提供

(3) 安全・適正就業パトロールの実施

安全・適正就業対策推進委員及びパトロール指導員による、実効性あるセンターパトロール指導を全センターで実施 (21センター)

(4) 安全・適正就業強化月間 (7月) を設定し、安全・適正就業対策の一層の推進

(5) 安全・適正就業推進大会の開催

各センターの安全・適正就業対策推進委員、安全推進員等を対象に専門家を講師とした研修会の開催、体験発表、安全・適正就業標語の募集と表彰等を通じた安全意識の向上とその徹底

(6) 安全就業研修会の開催

センターの安全・適正就業対策推進委員等を対象に安全就業研修会 (リーダー養成

研修会)を開催し、各センターで安全就業を推進するリーダーを養成

各センターでは、受講したリーダーが中心となり班長等を対象に危険予知訓練等を行い、全ての現場で危険予知活動が実践できるよう取り組む

- ① 事故事例危険予知訓練
- ② 交通危険予知訓練

(7) センターが実施する安全就業研修会への講師派遣

(8) 事故状況の把握・分析及び再発防止の周知

事故状況の把握・原因分析及び具体的な防止策のイラストなどを活用した、わかりやすい資料、ヒヤリ・ハット事例などによる対応策の検討・周知

(9) 運転業務に係る安全就業基準を周知し、運転業務の安全就業を推進

(10) 安全就業や健康管理等に関する時々の情報を提供する「安全ニュース」を発行し、センターが行う事故防止など注意喚起を支援

(11) 新型コロナに関する最新情報を速やかに提供し、センターにおける会員への感染防止の徹底と新しい生活様式の定着を促進する

(12) 適正就業の推進

- ① 適正就業ガイドラインの周知など適正就業に係る情報提供・助言
- ② 受注リストを活用した自主点検及び現地調査を奨励し、請負就業として問題がある事案については、シルバー派遣事業への切替えや職業紹介事業による是正を助言
- ③ 臨・短・軽の範囲を逸脱した就業については、ローテーション就業や業務拡大等による是正を助言
- ④ 契約書等の締結の励行や契約内容の点検を奨励し、適正就業を推進

3 普及啓発事業

シルバー事業への県民の理解と認識、イメージの転換・向上を進め、会員の拡大、就業機会の確保等を図るため、様々な機会・媒体を通じた広報宣伝等、普及啓発活動を推進する。

(1) 「シルバーながの」の発行(年2回)やホームページを積極的に活用し、講座等の開催に係る掲載も含め周知・広報の充実

(2) シルバー事業及び地域貢献活動情報等を報道機関等に情報提供及び取材協力するなど積極的な周知・広報活動を実施

(3) 新聞、テレビ、ラジオ等様々なメディアを活用して、全県をエリアとする広報活動を実施

(4) 就業開拓・入会促進用パンフレット等の作成・配布

(5) 退職前高齢者生きがい就業体験事業の実施

4 就業開拓等事業

多様化する会員の就業ニーズや地域ニーズに対応するため、新たな就業機会・就業分

野の開拓・確保をセンターと連携して実効ある取組を推進する。

- (1) 県内の複数のセンターにまたがる広域展開企業の就業開拓は、センターと連携して受注確保
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等様々なメディアを活用し、全県をエリアとした広域的な周知・広報宣伝活動を行い、受注・就業機会の拡大を支援（再掲）
- (3) 各センターが抱える課題、取組等について、意見情報交換を実施するなど、効果的な取組を支援
- (4) 就業開拓啓発用パンフレット等の作成・配布（再掲）
- (5) 全シ協、北信越シルバー人材センター連絡協議会（以下「北シ協」という。）などが実施する会議・研修会への出席及び情報収集・提供

5 交流研修事業

センター役職員の資質の向上と相互の情報共有を図り、シルバー事業の活性化及び適正な運営を確保するため、役職及び担当分野に応じた各種研修会等を開催するとともに、全シ協等が実施する研修会等に参加する。

- (1) 理事長・事務局長合同意見情報交換会等の開催
- (2) 各種研修会の開催
 - ① 正・副理事長研修
 - ② 4ブロック役員研修
 - ③ 新任職員研修
 - ④ 安全就業研修（リーダー養成研修会）
 - ⑤ その他必要に応じた担当研修
- (3) 全シ協、北シ協が実施する研修会等への参加及びセンターに受講を勧奨
- (4) 各ブロック主催の職員研修会への助成等支援

6 調査研究事業

シルバー事業の現状と課題を把握・分析し、今後の事業推進に資するため、必要な調査研究、検討、情報提供等を行う。

また、中期計画策定委員会を設置し、令和6年度を初年度とする中期計画を策定する。

- (1) 次期連合会「中期計画」（令和6年度～令和10年度）の策定。
- (2) 連合会創立25周年を迎えるため、資料集「25年のあゆみ」の作成。
- (3) シルバー事業実績を集計・分析した「シルバー人材センター業務運営状況」の作成・配布
- (4) 各センターの財務分析・事業分析等を行うほか、様々な相談・指導に係るQ&A、研修会用に作成した資料等必要な情報を「公益法人運営資料集N o 13」として集成・提供（再掲）
- (5) 事故発生状況、原因分析及び防止策の情報提供（再掲）

- (6) 各種会議、研修会における研究・検討
- (7) その他シルバー事業の運営に必要な調査

7 センター設置促進事業

県内全域でシルバー事業が展開できるよう、センター未設置地域の解消に努める。

- (1) 隣接センターと連携し、未設置村に情報提供及び助言

8 指導相談事業

公益社団法人として適正な運営が推進されるよう、全シ協の指導実施計画に基づき、長野労働局による個別経理指導と併せてセンターを訪問し、事業運営、事務処理、財政基盤の強化等について指導及び相談を行うほか、随時、各センターからの相談に対応する。

- (1) センター個別指導の実施 7センター（各センター3年に1回、全シ協から委嘱された連合会事務局長が実施）
- (2) 随時、センターからの公益法人の運営や会計経理等に係る相談に対応

9 シルバー派遣事業

高齢者の多様な就業ニーズに対応した指揮命令のある職域での就業機会の確保と受託事業の適正な就業を確保するため、各実施事業所との緊密な連携のもと、シルバー派遣事業の円滑な推進を図る。

また、派遣事業専門委員会において諸課題の協議を進め、その結果を踏まえ、新たな役割分担に基づきセンターから連合会への事務移行を順次進める。

- (1) 派遣事業専門委員会を開催し、役割分担、派遣手数料率等諸課題を協議
- (2) 専門委員会の検討結果を踏まえ、会計経理事務についてセンターから連合会への事務移行を順次進める。
- (3) 円滑な移行に向けたセンターごとの打ち合わせ会議の開催
- (4) 請負就業として問題ある事案について派遣業務契約への切替え等指導・助言
- (5) 高齢者活躍人材確保育成事業と高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の連携による事業拡大を推進
- (6) 消費税の円滑な納付に向けた資金繰りの改善
- (7) 業務拡大について、会員ニーズ及び発注者ニーズを踏まえ、知事の指定を受けるべく適切に対応
- (8) 実施事業所と連携のもと、複数のセンターにまたがる広域展開企業の就業開拓
- (9) センターにおける派遣元責任者の選任及び3年ごとの講習会の受講の勧奨
- (10) ハローワーク等の関係機関との連携によるシルバー事業の周知及び就業開拓
- (11) 啓発用パンフレット等の作成・配布（再掲）
- (12) 全シ協、北シ協等を通じた情報収集

10 職業紹介事業

高齢者の就業ニーズに応えるため、臨時的かつ短期的な仕事又はその他軽易な業務に係る「雇用」を希望する地域の高齢者（シルバー会員を含む。）を対象として、有料の職業紹介による就業機会の提供を行う。

- (1) 全センターが取り組めるよう指導・助言（未届け2センター）
- (2) 職業紹介事業の適正な運営の指導
- (3) センターにおける職業紹介責任者の選任及び5年ごとの講習会の受講の勧奨

11 高齢者活躍人材確保育成事業（国委託）

各センターと連携して、人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する高齢者就業を推進するため、広報活動のほか、技能講習、就業体験を実施し、新規会員・発注企業の拡大に戦略的に取り組む。

- (1) テレビ・ラジオ・新聞・広報誌等様々な広報媒体を活用し、センターの周知・広報活動を展開し、特に女性及び退職予定者に特化した周知、広報も実施
- (2) 高齢者がシルバーに興味を持ち、自信を持って就業できるよう必要な技能講習を実施
- (3) 高齢者、企業双方のセンターに対する理解を深めてもらうための就業体験を実施
- (4) 今までセンターを知らなかった人にセンターを知ってもらい、入会説明会への勧奨を行う。
- (5) センターの活用を促進するための連絡会議の開催

12 諸会議の開催及び参加

定款に定める総会及び理事会の開催のほか、当連合会の事業を推進するため、次のとおり各種会議（研修会）を開催し、併せて関係団体の会議に参加する。

- (1) 定時総会 (6月)
- (2) 理事会 (5月、6月、10月、12月、3月)
- (3) 理事長・事務局長合同意見情報交換会の開催 (10月) (再掲)
- (4) 事務局長会議 (6月、10月、1月、3月)
- (5) 各種会議・研修会 (随時)